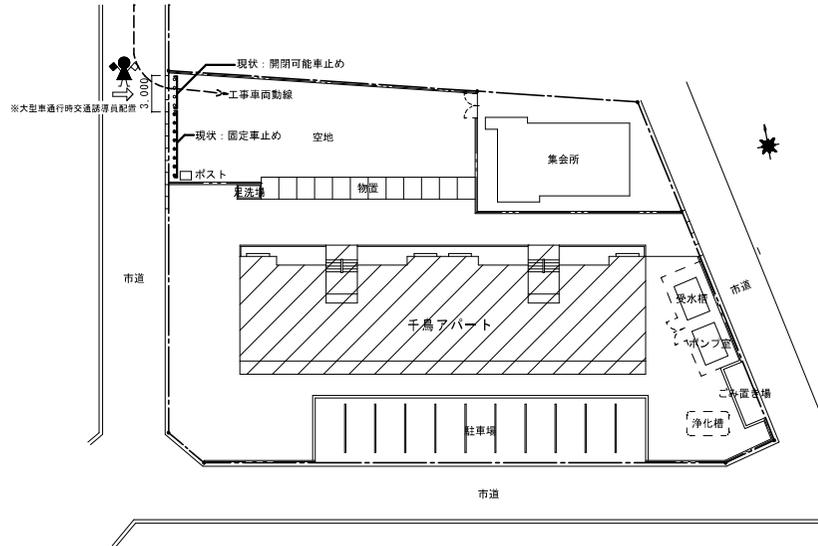




配置図 1/300



配置図 1/300

### 特記事項

#### (工事概要)

- ・鉄筋コンクリート造3階建て
- ・防水改修、外壁改修、塗装改修、電気設備

#### (入居者等への配慮)

- ・当工事場所は市営住宅で入居者が生活しているため、入居者に対する安全対策、プライバシー、騒音及び塗料の飛散等において十分注意するとともに、玄関ドア塗装等の工事における入居及び各工程については、管理人及び入居者と十分に打合せをし、事前にお知らせ文を配布する等、苦情のないよう連絡を行うこと。また、必要と思われる仮設は、請負者の負担により行うこと。
- ・当該工事場所は、入居者が居住しながらの工事となる為、工事車両の通行等に細心の注意を払うこと。
- ・大型車両及び搬重機等の出入りの際には、交通誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。
- ・工事車両内進入ルート、駐車場及び材料置場については、当該協議の上、決定すること。
- ・工事車両及び工事関係車両は、周辺道路及び敷地内道路に駐車しないこと。
- ・なお、敷地内道路の通行止めを行う際には、事前に監督員に報告し、入居者へ周知を行うこと。

#### (施工関係)

- ・作業着手までの現地調査は、事前に監督員へ報告すること。
- ・現場作業については、事前に入居者へ作業期間を伝えること。
- ・本工事に必要な諸手続（道路占用許可、中部電力、N T T等）及びそれに係る費用は、本工事を含むものとする。
- ・工事用電力及び用水は、請負業者負担とする。
- ・工事に際して、作業の支障となる既設物は、一時取外しの上で復旧すること。
- ・入居者の所有物（エアコン室外機等）については、事前に入居者へ確認の上、移動し、当該工事が完了後に復旧すること。
- ・移動が出来ないものについては、養生すること。なお、破損させた場合は、請負業者の負担で交換及び復旧すること。
- ・また、当該工事の後に本設復旧すること。
- ・当該工事以外のところに破損箇所等があれば、現状把握のために、市監督員の立会のもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存建物及び付属物に損害を与えた場合は、請負者の負担により速やかに復旧するとともに、市監督員に報告すること。
- ・外脚足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成21年4月 厚生労働省）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりとし、根本の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。
- ・本工事に伴う騒音・振動・臭い等により、周辺住民から苦情があった場合は、工事を一時中断し、誠意を持って地元調整を行うこと。
- ・また、工事の再開については、市監督員の承諾を得てから行うこと。
- ・毎日の作業終了時には、工事対象建築物の内外を清掃し、念入りな後片付けを行い、工事区域の整理整頓につとめること。
- ・工事における施工計画書、材料承認及び各種関係書類等（調査報告書等）は当該工事の工程に達するまでに、監督員の承諾を受けること。
- ・使用材料は当該工事の工程に達するまでに、監督員による数量及び材料の検収を受けること。
- ・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とする。
- ・工事車両の駐車場所について、市監督員と協議を行い、入居者の車の移動が必要な場合は事前に入居者へ周知を行うこと。
- ・工事期間中に、高架水塔及び受水槽の清掃業務を行うため、作業日程を市監督員と調整すること。
- ・足場解体前に市検査員による中間検査（書類を含む）を受けること。また、当該検査の合格をもとめて足場解体を行うこと。
- ・受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手及び 工完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJAGICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
- ・日曜日、祝日の施工は休工すること。ただし、やむを得ない場合は監督員と協議を行い、休日施工の是非の決定を行うものとする。

#### (適用基準)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編(最新版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編(最新版)
- ・その他関係法令

#### (解体撤去処分)

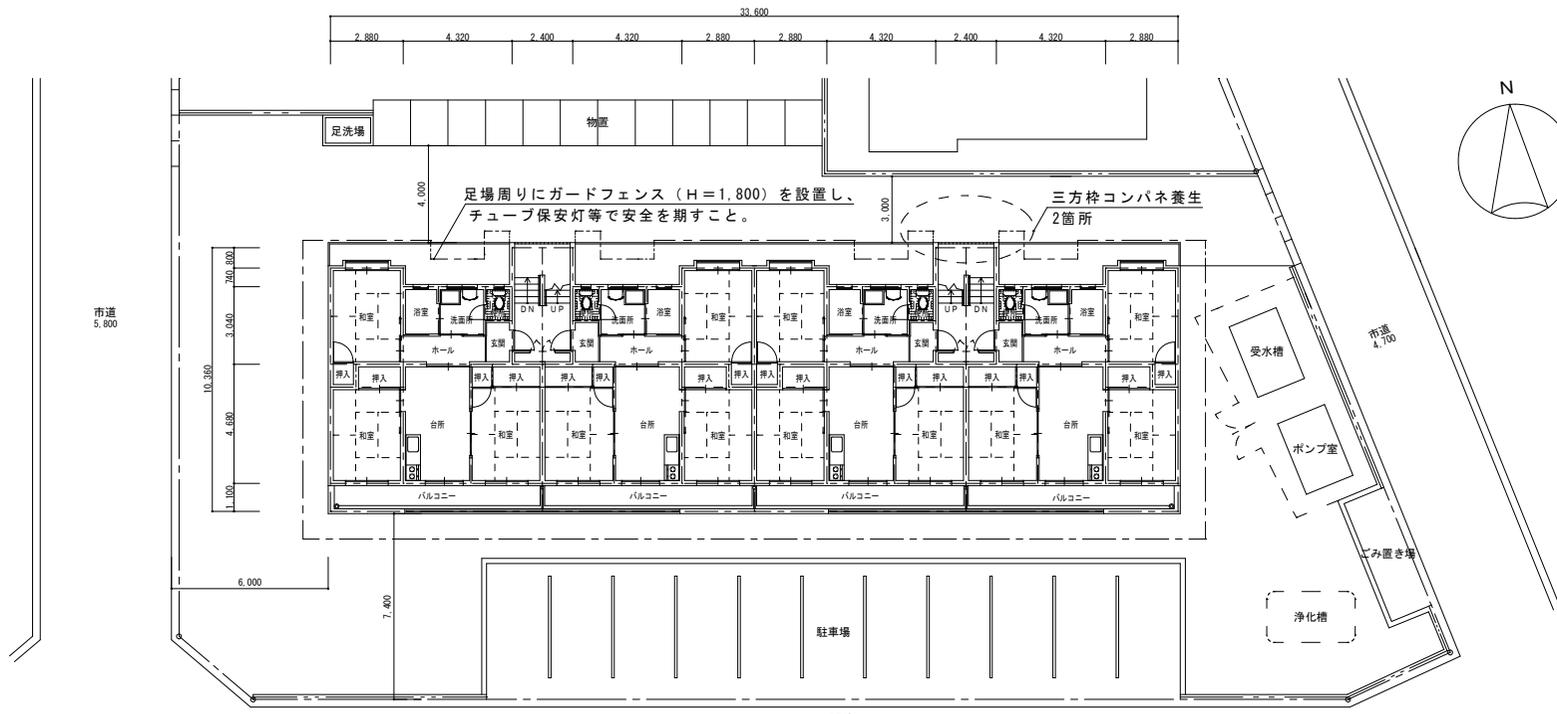
- ・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- ・また、工事完了後、速やかにマニフェスト等の写し (A, B2, D票) を市監督員に提示すること。
- ・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ）については、「水銀廃棄物ガイドライン 第2版」（平成31年3月 環境省 環境再生・資源循環局 産業物規制課）に基づき適切に処理すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。

### 凡例

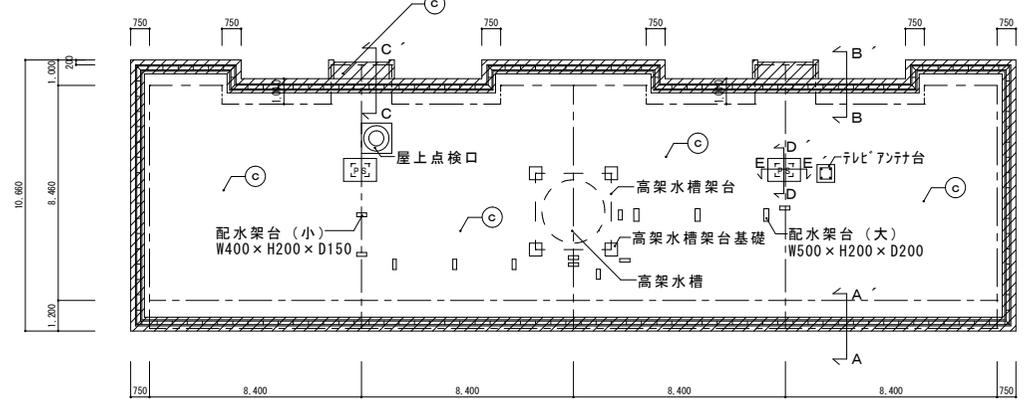
 : 工事範囲

 : 交通誘導員

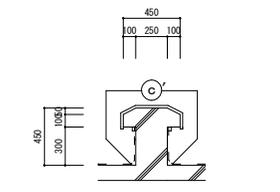
津市市営千鳥アパート外壁その他改修工事		縮尺
		1/300
図面名称	附近見取図・特記事項・配置図	原図 A 2
津市建設部市営住宅課		縮尺 1/4



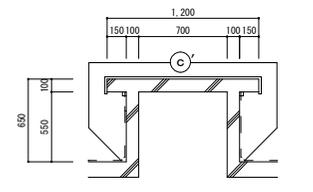
配置図・平面図 S=1/150



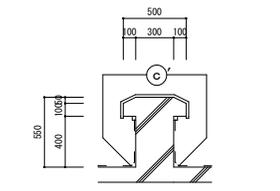
R階平面図 S=1/150



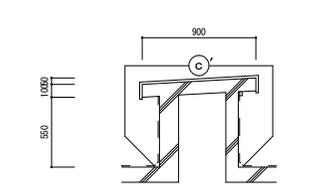
テレビアンテナ台断面詳細図 S=1/30



E-E' PS断面詳細図 S=1/30



高架水槽架台断面詳細図 S=1/30

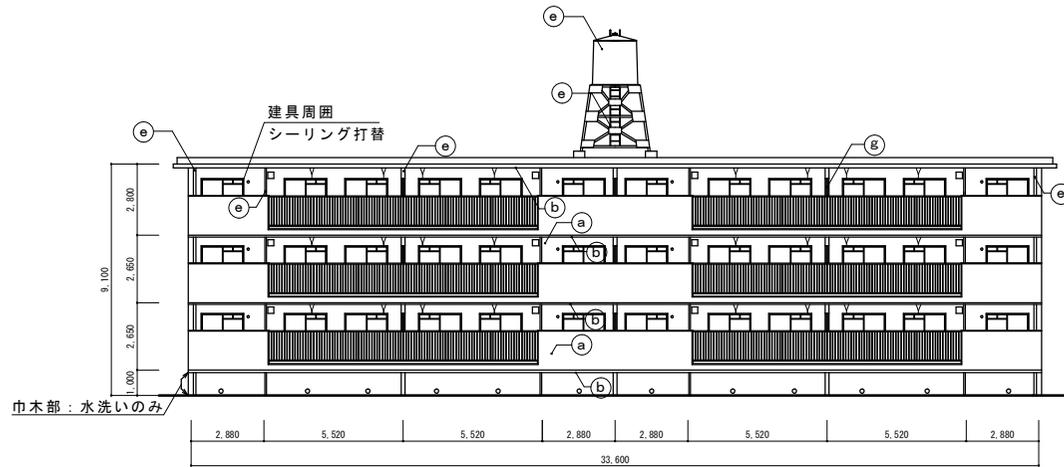


D-D' PS断面詳細図 S=1/30

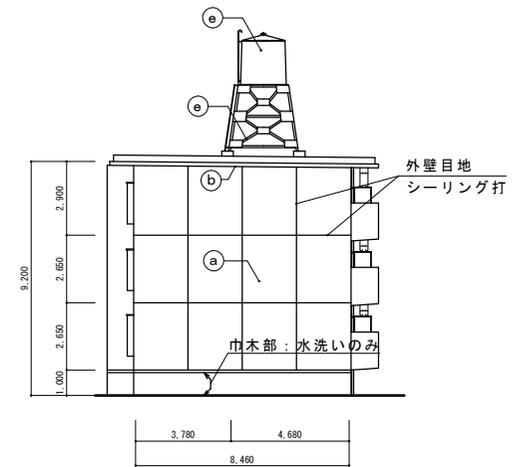
記号	防水及び塗装箇所	防水及び塗装仕様
(e)	屋上部	① 水洗いの上、ウレタン系塗膜防水 (X-1: 緩衝工法) の後、仕上塗料塗 (遮熱保護塗料)
(c)	屋上部・底上部  : (c) 屋上部・底上部	② 水洗い、下地調整の上、ウレタン系塗膜防水 (X-2) の後、仕上塗料塗 (遮熱保護塗料)
(a)	PS扉、点検口、電気BOX、壁樋、排水管、電気配管、高架水槽、高架水槽架台 (梯子共)、隔て板金属部分	D P 塗 3級 工程B種 下地調整R B種 (※1)

※1 高架水槽下塗 : ミラクラ147-SR SK化研 同等品

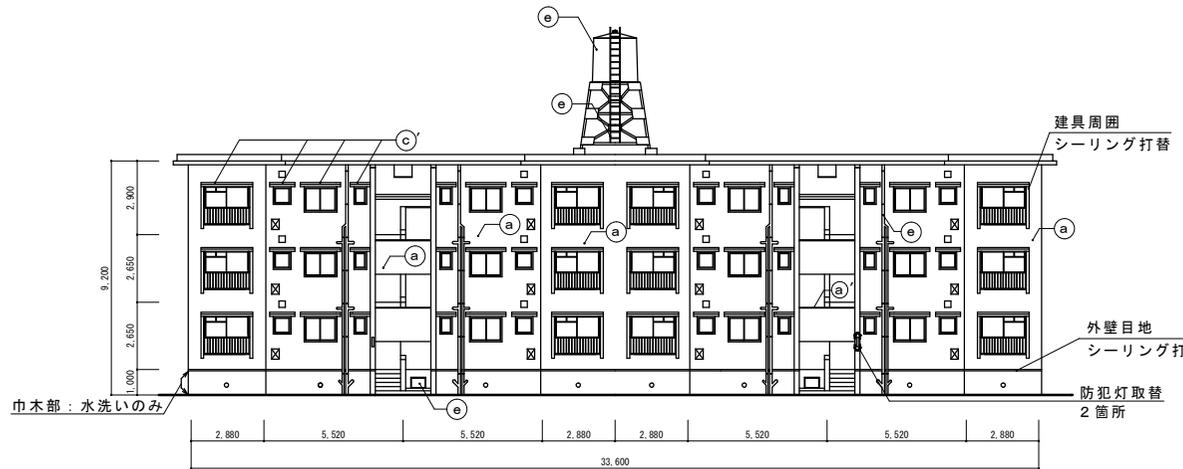
津市市営千鳥アパート外壁その他改修工事		縮尺
図面名称 平面図・仮設計計画図		原図: A 2
津市建設部市営住宅課		No. 2/4



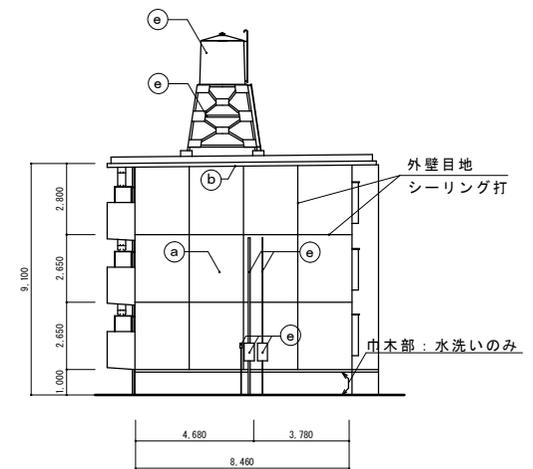
南立面図 S=1/150



西立面図 S=1/150



北立面図 S=1/150



東立面図 S=1/150

外壁改修仕様	
燻裂、欠損補修	E* 矽樹脂モルタル充填工法 (防錆処理共)
クラック補修	Uカット矽材充填工法
モルタル浮き部分補修	注入口付アンカ・ビニルシール部分E* 矽樹脂注入工法
外壁目地	シーリング (ネリケレシ系) PU-2
建具周囲	シーリング (変成シリコン系) MS-2
水洗い	高圧ホップ 10~15MPa程度

記号	防水及び塗装箇所	防水及び塗装仕様
(a)	外壁	水洗いの上、可とう形改修塗材Eの内、シリコン樹脂塗料 (低汚染及び高耐久型とし、厚付け及びびず肌状ロー仕上げ)
(a')	外壁、手摺天端、窓面台、外壁号館表示	水洗いの上、可とう形改修塗材Eの内、シリコン樹脂塗料 (低汚染及び高耐久型とし、薄付け及び平滑ロー仕上げ)
(b)	軒裏、階段及びベランダ'上げ裏	水洗い、下地調整 (C-1) の上、外装薄塗材E (砂壁状ロー仕上げ)
(c)	屋上部	水洗いの上、ウレタン系塗膜防水 (X-1:緩衝工法) の後、遮熱保護塗料塗
(c')	屋上部、庇上部	水洗い、下地調整の上、ウレタン系塗膜防水 (X-2) の後、遮熱保護塗料塗
(d)	玄関ドア・扉・両面・枠共	ケレン清掃の上、錆止め1回塗の後、1液形ウレタン樹脂塗料を2回塗 (速乾性塗料)
(e)	PS扉、点検口、電気BOX、壁樋、排水管、電気配管、高架水槽・高架水槽架台 (梯子共)、隔て板金属部分	D P 塗 3級 工程B種 下地調整R B種 (※)
(f)	バルコニー床 (排水溝、コナ、サッシ立上、サッシ面台、平場10cmまで)	水洗いの上、塗膜防水の内、自閉樹脂塗膜防水 (A-2)
(g)	隔て板	E P 塗 (ケレン板) 工程B種 下地調整R B種

※ 高架水槽下塗：ミラックライマ-SR SK化研 同等品

津市市営千鳥アパート外壁その他改修工事		縮尺	1/150
図面名称	立面図・仕上表	原図	A 2
津市建設部市営住宅課		No.	3/4

